

審 査 基 準

平成 8 年 1 月 1 日作成

条例・規則の名称：佐賀県道路交通法施行細則	
条 例 等 の 番 号：昭和35年佐賀県公安委員会規則第 3 号	
許 認 可 等 の 種 類：安全運転管理者等の証の交付	
根 拠 条 項：第11条の 3	
原 権 者（委任先）：佐賀県公安委員会	
条例・規則等の定め：佐賀県道路交通法施行細則第11条の 3（安全運転管理者等の証の交付）	
審 査 基 準：	
標準処理期間：14日（行政庁の休日を含まない。）	
申 請	先：自動車の使用の本拠地を管轄する警察署交通課
問 い 合 わ せ	先：自動車の使用の本拠地を管轄する警察署交通課 佐賀県警察本部交通部交通企画課企画第一係 （電話0952-24-1111 内線5024）
備 考	：令和元年 5 月 16 日改訂